

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 市の常勤職員又は定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)である者が特別職の職員を兼ねる場合は、その者に対しこの条例による報酬は、支給しない。ただし、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人又は開票立会人を兼ねる場合は、この限りでない。</p>	<p>第5条 市の常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員を含む。)である者が特別職の職員を兼ねる場合は、その者に対しこの条例による報酬は、支給しない。ただし、選挙長、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人又は開票立会人を兼ねる場合は、この限りでない。</p>

(町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 町田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和33年10月町田市条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)第11条に規定する時間外勤務手当及び同条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。))の5分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該</u></p>	<p>(減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)第11条に規定する時間外勤務手当及び同条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。))の5分の1以下を減ずるものとする。</p>

額を減ずるものとする。

(町田市職員定数条例の一部改正)

第3条 町田市職員定数条例（昭和36年3月町田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長及び教育長を除く。以下「常時勤務職員」という。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に掲げる職員の定数のうち、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の数については、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の1週間当たりの勤務時間の総数を常時勤務職員の1週間当たりの勤務時間数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市長、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員（副市長及び教育長を除く。以下「常時勤務職員」という。）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>」をいう。）をいう。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に掲げる職員の定数のうち、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の数については、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>の1週間当たりの勤務時間の総数を常時勤務職員の1週間当たりの勤務時間数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。</p> <p>3・4 略</p>

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成

元年 3 月町田市条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法 <u>(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 2 条</u>に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号若しくは町田市職員の分限に関する条例 (昭和 3 3 年 1 0 月町田市条例第 4 4 号) <u>第 2 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号の<u>いずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員</u>その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法 (昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号) 第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法第 2 2 条に規定する条件付採用になっている職員 (規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法第 2 8 条第 2 項各号若しくは町田市職員の分限に関する条例 (昭和 3 3 年 1 0 月町田市条例第 4 4 号。以下「<u>分限条例</u>」という。) <u>第 2 条各号の一に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 2 9 条第 1 項各号の<u>一に掲げる事由に該当して停職にされている職員</u>その他の同法第 3 5 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</u></p>

(公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第 5 条 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例 (平成 1 4 年 3 月町田市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第 2 条 略</p>

<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する団体で、別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）<u>第2条第1項各号のいずれか</u>に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>いずれか</u>に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>4 略</p> <p>（派遣職員の職務への復帰）</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号の<u>いずれか</u>に該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合</p> <p>(6) 略</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号の<u>一</u>に該当する団体で、別表に掲げるものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>3 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）<u>第2条各号の一</u>に掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号の<u>一</u>に掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p> <p>4 略</p> <p>（派遣職員の職務への復帰）</p> <p>第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号の<u>一</u>に該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合</p> <p>(6) 略</p>
--	--

（町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第6条 町田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年10月町田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11)略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11)略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第1条の規定による改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

(町田市職員定数条例の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条の規定による改正後の町田市職員定数条例（以下「新定数条例」という。）第1条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新定数条例の規定を適用する。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」とい

う。)に対する第4条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、令和14年3月31日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例第2条第3項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同条の規定を適用する。